

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(出入国制限措置の追加・一部国内制限措置の延長)

2020年12月7日
在ギリシャ日本国大使館

12月7日、ギリシャ政府報道官が出入国制限措置の追加および一部国内制限措置の1月7日までの延長を発表しました。

1 出入国制限措置の追加（「帰国者」に対する抗原テスト、10日間隔離の義務）

ギリシャへの入国者に対しては、これまでの電子申請（PLF）と事前PCR検査（陰性）結果の提示義務が課せられているところですが、これに加えて12月18日（金）午前6時から1月7日（木）午前6時までの間、「ギリシャへの帰国者」に対しては

- ・ 到着時の抗原テスト（ラピッドテスト）
- ・ 10日間の自宅等における隔離

が義務づけられるそうです。現在までのところ「帰国者」の定義については明確にされておられません。

2 一部国内制限措置措置の延長（1月7日（木）まで）

(1) 1月7日午前6時まで、以下の施設に対する制限措置（閉鎖）が継続されるそうです。

- ・ 学校
- ・ 裁判所
- ・ レストラン・カフェ等の飲食店
- ・ ダンスホール等の娯楽センター
- ・ スキー場
- ・ スポーツ施設及び競技の開催（Super League 等の一部例外を除く）

(2) 以下の店舗・施設等の再開に関しては現在検討中で、今週中に発表が予定されているとのことです。

- ・ 小売店全般
- ・ 理髪店や美容院等
- ・ 教会

なお、前回お知らせさせていただいたとおり、クリスマス用季節商品の専門小売店に関しては、12月7日から1月8日までの間、例外的に営業が再開されています。

(3) 1月7日午前6時まで、以下の措置が継続されるそうです。

- ・ 夜間の外出制限
- ・ 郡外への移動禁止

- ・集会（私的含む）の禁止
- ・テレワークの義務

3 上記以外の現行の国内制限措置について

上記以外の措置、例えば昼間帯の外出制限等については今回の発表では詳細には触れられていませんが、同様に1月7日まで継続される可能性が高いものと見られます。

【現行の措置】

- 昼間帯の外出制限（11月6日付けの当館メールの内容です）

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/20201106.pdf>

- 夜間帯の外出制限（11月13日付けの当館メールの内容です）

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100115207.pdf>

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp